

平成29年12月26日成高第2085号
平成30年8月1日成介第952号一部改正
令和3年3月1日成介第3502号一部改正
令和6年4月1日成介第374号一部改正

成田市地域包括支援センター運営実施方針

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の47第1項及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の67の2の規定により、包括的支援事業の実施に係る方針を次のとおり定め、地域包括支援センターの運営実施方針とする。

1 地域包括ケアシステムの構築方針

「健康で笑顔あふれ 共に支え合うまち 成田」を基本理念とし、「やさしさと思いやりに満ちた支え合いのまちづくり」、「生きがいをもって活躍できるまちづくり」、「健康で笑顔あふれるまちづくり」の3つの基本目標に基づき、地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組むとともに、制度・分野の枠を超え、それぞれが支援の「受け手」とも「担い手」ともなり、支え合いのつながりの中で一人ひとりが生きがいを持って暮らしていける地域共生社会の形成を目指し、次の点について重点的に取り組むこととする。

- ・健康づくりに関する意識の向上を図るとともに、地域活動、社会活動、健康増進や介護予防に関する活動など、地域や社会との関わりを持ちながら、いつまでも生きがいを持って元気に活躍することができる生涯現役社会を推進すること。
- ・地域住民や多様な社会資源と協働しながら地域の課題を把握して解決を図り、地域づくりを一層促進するとともに、事業者等と連携し、支援が必要な者を身近な地域で支えること。
- ・認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせるまちを目指して、認知症の人や家族の視点を踏まえ、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進すること。
- ・団塊の世代が75歳以上となる2025（令和7）年を迎えるとともに、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040（令和22）年を見据え、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に切れ目なく提供され、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らすことができる体制の構築を重点的に進めるとともに、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築すること。

2 包括的支援事業が実施される区域ごとのニーズに応じて重点的に行うべき業務の方針

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査及び介護保険事業に関する実態調査を踏まえた課題分析に基づき、次の点について重点的に取り組むこととする。また、ニーズ、地域課題等の抽出に当たっては、6に掲げる地域ケア会議等を効果的に活用することとする。

- ・認知症予防及び転倒予防による介護予防の推進
- ・高齢者の社会参加促進による生きがいづくりの推進
- ・地域高齢者による声掛け等の相互扶助ネットワークの推進
- ・在宅介護限界点の向上のための重度化防止の取組
- ・介護離職ゼロに向けた認知症等介護の負担軽減
- ・介護職員人材確保と人材育成に対する支援の取組
- ・在宅生活の継続に向けた介護保険サービス及び介護保険外サービスの充実

3 介護事業者、医療機関、民生委員及びボランティアその他の関係者とのネットワーク構築の方針

保健、医療、福祉等の様々な関係機関とのネットワークの構築に向け、関係機関に働きかけ、多職種連携及び協働を促進するとともに、地域包括支援センターの相談体制の強化に向け、住民自治組織、ボランティア等の地域のインフォーマルな資源を活用し、自立支援に資する適切な包括的・継続的ケアマネジメントを行うことができるよう、次のとおり取り組むこととする。

- ・地域において悩み、問題等を抱えた者が孤立することを防ぎ、地域全体での見守りネットワークの充実を図ること。
- ・当事者団体、家族会、ボランティア、NPOその他の市民の自発的意思に基づく様々な福祉活動及び健康づくり活動を支援すること。
- ・高齢者が可能な限り在宅で生活し続けられるよう、医師会等の医療関係団体との連携を強化し、介護サービスと医療サービスを継続的かつ一体的に提供することができる体制の構築を図ること。
- ・認知症高齢者及びその家族からの相談に対する支援を通じてネットワークを構築し、医療と介護の連携強化及び地域における支援体制の整備を図ること。

4 第1号介護予防支援事業の実施方針

利用者の自立支援に資するよう、心身機能の改善だけでなく、地域の中で生きがいや役割を持って生活できるよう、心身機能・活動・参加にバランスよくアプローチし、地域住民による自発的な活動など、地域に存在する貴重な資源である人・もの・場所を最大限活用し、地域とのつながりを意識したケアマネジメントを実施するとともに、支援が必要な者に、必要なサービスが適切に提

供できるよう、個人と地域社会をつないでアセスメントしていく力を養い、マネジメントしていくことを目指すこととする。

5 介護支援専門員に対する支援及び指導並びに被保険者に対する包括的かつ継続的な支援の環境の整備の実施方針

個々の高齢者の状況、変化等に対応した包括的・継続的ケアマネジメントを実現するため、次のとおり取り組むこととする。

- ・高齢者の自立支援に資する適切なケアマネジメントという観点に基づき、支援及び指導を行うこと。
- ・介護予防、重度化防止等に向けた意識付け及び資質向上を目的とした支援及び指導を行うこと。

また、地域全体で包括的・継続的ケアマネジメントの質を向上させるため、3及び6に定めるとおり、市民をはじめ、保健、医療、福祉等の様々な関係機関とのネットワークを構築・活用することにより、住民1人1人の尊厳の保持と自立支援に資する取組につなげることとする。

6 地域ケア会議の運営方針

地域包括ケアシステム構築の重要なツールである地域ケア会議について、市と地域包括支援センターが一体となって取り組み、多職種連携と市民の参画によるネットワークの構築を図りながら、積極的に地域の課題解決を図ることができるよう、次のとおり取り組むこととする。

- ・これまでの取組から得た学びを各地域包括支援センターが共有し、個別事例の検討を積み重ねることにより、地域課題を抽出し、住民、医療・介護の関係者等と解決策を検討しながら、各地域の実態及び地域資源に応じた方法により高齢者の生活を地域で支える仕組みが構築できるよう、効果的な地域ケア会議の展開を図ること。
- ・市と地域包括支援センターが連携しつつ、それぞれの役割を果たしながら地域に地域ケア会議を普及、定着させ、地域包括ケアシステムの実現に向けて取り組むこと。

7 市との連携方針

市と各地域包括支援センターが情報交換を行う機会を定期的及び随時に設ける等、適切に情報共有を行うこととする。

また、権利擁護事業においては、市と地域包括支援センターの役割分担を明確化し、必要に応じ、市が成年後見制度の市長申立て、老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく措置等の行政権限を行使する等、双方が連携を密にしながらい円滑に事業を実施することとする。

さらに、在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業及び認知症総合支援事業との連携を適切に行い、地域包括ケアシステムの推進に資することとする。

8 公正性及び中立性確保のための方針

地域包括支援センターは、地域包括ケアの中核を担う公的な機関であり、正当な理由なく特定の事業者、団体又は個人を有利に扱ってはならず、地域包括支援センター等運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。

また、地域包括支援センターの運営は、原則として公募により選定した法人に委託することとし、地域包括支援センター等運営協議会の意見を踏まえて、おおむね6年間を経過するごとに、公募により公正かつ中立に受託法人を選定することとする。

9 その他

充実したサービス提供体制と自立支援のまちづくりを目指し、市と連携し、高齢者の地域における自立した日常生活の支援、要介護等の状態となることの予防又は要介護等の状態の軽減若しくは悪化の防止に関する取組を推進することとする。

また、高齢者の介護予防の推進という観点から、支援する側と支援される側というこれまでの画一的な関係性だけでなく、地域とのつながりを維持しながら、生活支援の担い手として元気な高齢者の社会参加を推進することにより、自立意欲の向上につなげることとする。